

阿賀野市告示第47号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年3月13日に阿賀野市議会において議決された令和8年度阿賀野市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、押切外四ヶ大字財産区特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の各予算の要領を別紙のとおり告示する。

令和8年3月18日

阿賀野市長 加藤博幸

議案第 19 号

令和8年度阿賀野市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阿賀野市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

1. 固定資産整備費 36,704千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 病院事業収益 337,426千円

第1項 医業収益 4,669千円

第2項 医業外収益 332,757千円

< 支 出 >

第1款 病院事業費用 686,175千円

第1項 医業費用 630,644千円

第2項 医業外費用 55,531千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 94,080千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入 138,695千円

第1項 補助金 23,683千円

第2項 出資金 115,012千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出 232,775千円

第1項 建設改良費 36,704千円

第2項 企業債償還金 196,071千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,380千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は37,820千円である。

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

令和8年度 阿賀野市一般会計予算

令和8年度阿賀野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,480,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		4,904,893
	1 市 民 税	1,880,956
	2 固 定 資 産 税	2,586,085
	3 軽 自 動 車 税	183,926
	4 市 た ば こ 税	245,937
	5 鉱 産 税	2
	6 入 湯 税	7,987
2 地 方 譲 与 税		236,193
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	47,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	176,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	13,193
3 利 子 割 交 付 金		9,000
	1 利 子 割 交 付 金	9,000
4 配 当 割 交 付 金		43,100
	1 配 当 割 交 付 金	43,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		30,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		93,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	93,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,100,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,000

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		1,816
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	1,816
11 地方特例交付金		83,156
	1 地方特例交付金	80,950
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補てん特別 交付金	2,206
12 地方交付税		7,500,000
	1 地方交付税	7,500,000
13 交通安全対策特別交付金		3,302
	1 交通安全対策特別交付金	3,302
14 分担金及び負担金		39,027
	1 負担金	39,027
15 使用料及び手数料		113,190
	1 使用料	72,762
	2 手数料	40,428
16 国庫支出金		3,430,192
	1 国庫負担金	2,519,304
	2 国庫補助金	903,303
	3 国庫委託金	7,585
17 県支出金		1,886,965
	1 県負担金	981,356
	2 県補助金	748,506
	3 県委託金	122,103

款	項	金 額
	4 県 貸 付 金	35,000
18 財 産 収 入		32,692
	1 財 産 運 用 収 入	32,388
	2 財 産 売 払 収 入	304
19 寄 附 金		862,003
	1 寄 附 金	862,003
20 繰 入 金		1,404,132
	1 特 別 会 計 繰 入 金	51
	2 基 金 繰 入 金	1,404,081
21 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
22 諸 収 入		765,139
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	8,795
	2 預 金 利 子	573
	3 貸 付 金 元 利 収 入	290,120
	4 受 託 収 入	60,409
	5 雑 入	405,242
23 市 債		722,200
	1 市 債	722,200
歳 入	合 計	23,480,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		159,200
	1 議会費	159,200
2 総務費		3,433,829
	1 総務管理費	2,969,815
	2 徴税費	233,592
	3 戸籍住民基本台帳費	158,901
	4 選挙費	29,374
	5 統計調査費	11,733
	6 監査委員費	30,414
3 民生費		7,603,543
	1 社会福祉費	3,771,733
	2 児童福祉費	3,367,367
	3 生活保護費	464,438
	4 災害救助費	5
4 衛生費		1,838,483
	1 保健衛生費	1,188,606
	2 清掃費	649,877
5 労働費		21,042
	1 労働諸費	21,042
6 農林水産業費		811,756
	1 農業費	774,183
	2 林業費	14,859
	3 畜産業費	22,714
7 商工費		561,687
	1 商工費	561,687

款	項	金額
8 土 木 費		2,856,733
	1 土 木 管 理 費	194,500
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,210,898
	3 河 川 費	30,542
	4 都 市 計 画 費	1,415,087
	5 住 宅 費	5,706
9 消 防 費		1,049,538
	1 消 防 費	1,049,538
10 教 育 費		2,823,841
	1 教 育 総 務 費	716,591
	2 小 学 校 費	522,205
	3 中 学 校 費	249,129
	4 幼 稚 園 費	203,307
	5 学 校 給 食 費	427,003
	6 社 会 教 育 費	402,180
	7 保 健 体 育 費	303,426
11 公 債 費		2,286,036
	1 公 債 費	2,286,036
12 諸 支 出 金		4,312
	1 基 金 支 出 金	4,312
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	23,480,000

第 2 表 繼 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
9 消防費	3 消防施設費	消防本署管理事業費 (緊急通信指令施設更新事業)	160,000	令和8年度	30,000
				令和9年度	130,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
運転免許証自主返納者支援タクシー利用券 (令和8年度分)	令和9年度から 令和10年度まで	令和8年度に給付した タクシー利用券につい て、阿賀野市高齢者運 転免許証自主返納者支 援事業実施要綱第7条 に規定する2カ年以内 の利用期間の内、令和 8年度中に利用されな かった額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事業	11,000	普通貸借の方法による	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者との取り決めによる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
企画事業	4,500			
支所事業	27,200			
障害者福祉事業	1,500			
児童措置事業	6,000			
母子父子福祉事業	1,500			
保健衛生総務事業	37,900			
母子衛生事業	12,300			
農業振興事業	2,200			
農地事業	5,000			
観光施設事業	1,500			
道路維持事業	174,600			
交通安全施設整備事業	63,800			
道路除雪事業	96,400			
河川総務事業	10,000			
非常備消防事業	2,500			
消防施設事業	48,000			
水防事業	3,100			
事務局事業	161,700			
学校管理事業	3,600			
屋内体育施設事業	25,200			
借換債	22,700			

令和8年度 阿賀野市国民健康保険特別会計予算

令和8年度阿賀野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 123, 737 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		740,487
	1 国民健康保険税	740,487
2 一部負担金		2,450
	1 一部負担金	2,450
3 使用料及び手数料		299
	1 手数料	299
4 県支出金		3,088,942
	1 県補助金	3,088,941
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		86
	1 財産運用収入	86
6 繰入金		283,420
	1 一般会計繰入金	283,419
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,052
	1 延滞金加算金及び過料	6,000
	2 雑入	2,052
歳 入	合 計	4,123,737

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		62,141
	1 総務管理費	54,678
	2 徴税費	6,969
	3 運営協議会費	206
	4 趣旨普及費	288
2 保険給付費		3,054,650
	1 療養諸費	2,631,477
	2 高額療養費	410,368
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	3,800
3 国民健康保険事業費納付金		956,516
	1 医療給付費分	604,493
	2 後期高齢者支援金等分	250,518
	3 介護納付金分	77,742
	4 子ども・子育て支援納付金分	23,763
4 保健事業費		42,550
	1 保健事業費	42,550
5 基金積立金		87
	1 基金積立金	87
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,792
	1 償還金及び還付加算金	3,042

款	項	金 額
	2 線 出 金	3,750
8 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	4,123,737

議案第 14 号

令和8年度 阿賀野市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度阿賀野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 148, 944 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		474,643
	1 後期高齢者医療保険料	474,643
2 使用料及び手数料		36
	1 手 数 料	36
3 繰 入 金		671,769
	1 一 般 会 計 繰 入 金	671,769
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,495
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	310
	3 雑 入	2,184
歳 入	合 計	1,148,944

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		24,029
	1 総務管理費	18,704
	2 徴収費	5,325
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,120,697
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,120,697
3 保健事業費		3,458
	1 保健事業費	3,458
4 諸支出金		310
	1 償還金及び還付加算金	310
5 予備費		450
	1 予備費	450
歳出	合計	1,148,944

令和8年度 阿賀野市介護保険特別会計予算

令和8年度阿賀野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,370,282 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,127,286
	1 介 護 保 険 料	1,127,286
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		1,193,266
	1 国 庫 負 担 金	878,048
	2 国 庫 補 助 金	315,218
4 支 払 基 金 交 付 金		1,382,896
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	1,349,216
	2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	33,680
5 県 支 出 金		782,249
	1 県 負 担 金	746,007
	2 県 補 助 金	36,242
6 財 産 収 入		838
	1 財 産 運 用 収 入	838
7 繰 入 金		872,011
	1 一 般 会 計 繰 入 金	809,906
	2 基 金 繰 入 金	62,105
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		11,685
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	11,684
歳 入	合 計	5,370,282

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		114,373
	1 総務管理費	56,996
	2 徴収費	7,557
	3 介護認定審査会費	48,099
	4 計画策定委員会費	1,649
	5 地域密着型サービス運営委員会費	72
2 保険給付費		4,997,097
	1 介護サービス費	4,444,589
	2 介護予防サービス等諸費	118,767
	3 高額介護サービス等費	136,064
	4 特定入所者介護サービス等費	294,712
	5 その他諸費	2,965
3 地域支援事業費		254,272
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	104,153
	2 一般介護予防事業費	32,858
	3 包括的支援事業・任意事業費	117,060
	4 その他諸費	201
4 基金積立金		838
	1 基金積立金	838
5 諸支出金		702
	1 償還金及び還付加算金	701

款	項	金 額
	2 線 出 金	1
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歲 出	合 計	5,370,282

議案第 16 号

令和8年度 阿賀野市押切外四ヶ大字財産区特別会計予算

令和8年度阿賀野市の押切外四ヶ大字財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 125 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		5,005
	1 財 産 運 用 収 入	5,005
2 繰 入 金		118
	1 基 金 繰 入 金	118
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	5,125

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産管理費		5,025
	1 委員会費	538
	2 一般管理費	4,487
2 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
3 諸支出金		50
	1 繰出金	50
4 予備費		47
	1 予備費	47
歳出	合計	5,125

議案第 17 号

令和8年度 阿賀野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阿賀野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,591栓
(2) 年間総有収水量	5,590,400m ³
(3) 一日平均有収水量	15,316m ³
(4) 主要事業	750,043千円
・配水設備工事費	98,750千円
・管路耐震化事業費	362,256千円
・浄水設備改良費	189,167千円
・遠隔監視設備更新事業費	99,870千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 水道事業収益	1,319,825千円
第1項 営業収益	1,076,684千円
第2項 営業外収益	242,895千円
第3項 特別利益	246千円

< 支 出 >

第1款 水道事業費用	1,246,897千円
第1項 営業費用	1,158,268千円
第2項 営業外費用	87,383千円
第3項 特別損失	246千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 662,421千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入	488,341千円
第1項 企業債	377,000千円
第2項 国庫補助金	1千円
第3項 工事負担金	73,420千円
第4項 出資金	37,900千円
第5項 固定資産売却代金	20千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出	1,150,762千円
第1項 建設改良費	762,326千円
第2項 企業債償還金	387,436千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	343,398千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率 %	償還の方法
管路耐震化事業	197,000	証書借入	年5.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。
浄水設備改良事業	116,000			
遠隔監視設備更新事業	64,000			
計	377,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 報 酬 | 64千円 |
| (2) 職 員 給 与 費 | 149,425千円 |
| (3) 交 際 費 | 50千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 物価高騰対策として水道基本料金を減免したことによる減収分に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 水道基本料金減免に係る補助金 (阿賀野市分) | 93,780千円 |
| (2) 水道基本料金減免に係る補助金 (新発田市分) | 7,360千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,767千円 と定める。

令和8年 2月25日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和8年 3月13日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

議案第 18 号

令和8年度阿賀野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阿賀野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間有収水量	3,331,926 ^{m³}
(2) 一日平均有収水量	9,129 ^{m³}
(3) 主な建設改良事業	663,237千円
・ 整備費 (管渠工事)	458,674千円
・ 改良費 (処理場設備等改良工事)	154,479千円
・ 流域下水道建設費	48,733千円
・ 固定資産購入費	1,351千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 下水道事業収益	1,860,115千円
第1項 営業収益	500,973千円
第2項 営業外収益	1,343,695千円
第3項 特別利益	15,447千円

< 支 出 >

第1款 下水道事業費用	1,833,173千円
第1項 営業費用	1,628,684千円
第2項 営業外費用	200,289千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 488,972千円 は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入	1,419,290千円
第1項 企業債	734,800千円
第2項 他会計出資金	16,463千円
第3項 他会計負担金	51,054千円
第4項 他会計補助金	332,430千円
第5項 国庫補助金	247,940千円
第6項 分担金及び負担金	6,602千円
第7項 基金繰入金	30,000千円
第8項 固定資産売却代金	1千円

＜ 支 出 ＞

第 1 款 資 本 的 支 出	1,908,262千円
第 1 項 建 設 改 良 費	663,237千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,235,277千円
第 3 項 基 金 支 出 金	7,748千円
第 4 項 予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿賀野市排水設備設置資金 利子補給金 (令和8年度分)	阿賀野市排水設備設置資金融資 及び利子補給要綱第4条に規定 する貸付対象者について、第5 条第2項第2号に定める償還期間	阿賀野市排水設備設置資金融資 及び利子補給要綱第5条第1項に 規定する融資額に、第8条に定 める利子補給率を乗じて得た額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業債	千円 386,300	普通貸借の方法 による	年5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には債権 者との取り決めに よる。 ただし、市財政 その他の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還もし しくは低利債に借 り換えすることが できる。
資本費平準化債	348,500			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 報酬 | 132千円 |
| (2) 職員給与費 | 72,246千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 332,430千円である。

令和8年 2月25日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和8年 3月13日 議決

阿賀野市議会議長 大滝 勝